明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕

○特定国外派遣組織を指定する件（総務二八四、二八五）　一
○外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第七条の規定による承認をした件（法務四二〇、四二一）　二
○日本国に帰化を許可する件（同四二二）　二
○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件（同四二三）　二
○次世代育成支援対策推進法第二十条第一項の規定に基づき指定された次世代育成支援対策推進センターが同条第二項に規定する業務を行う主たる事務所の所在地を変更した件（同三四六）　三
○電気事業法第六十九条第一項の規定に基づく登録安全管理審査機関の登録の更新をした件（経済産業一六二）　三
○特定土地区画整理事業の事業計画の変更を認可した件（国土交通九三六、九三七）　三
○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件（同九三八、九四一）　四
○砂防法第二条の土地を指定する件（同九三九）　四
○直轄砂防工事を施行する件（同九四〇）　四
○航路標識に関する件（海上保安庁五八、五九）　五
○道路に関する件（関東地方整備局三一八）　六
○道路に関する件（中国地方整備局九四）　六
○高速自動車国道に関する件（四国地方整備局八九）　七

〔国会事項〕

〔人事異動〕

内閣　内閣府　警察庁　外務省　最高裁判所　七

〔官庁報告〕

官庁事項

指定保安検査機関の指定に関する公示（中部近畿産業保安監督部）　三
国家試験

平成二十七年度弁理士試験に係る委員等（工業所有権審議会）　四

〔公告〕

諸事項

官庁

財団、法人登記抹消、有権者申出方、司法書士懲戒処分、社会保険労務士懲戒処分関係　五

裁判所

相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係　五

特殊法人等

裁判所共済組合定款の一部変更、平成二十六年度裁判所共済組合の決算、厚生年金基金清算人変更関係　六

会社その他　七

告示

○総務省告示第二百八十四号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十七年八月十四日

総務大臣　山本　早苗

一　名称　平成二十七年度ホーク・中ＳＡＭ実射訓練評価支援隊

二　国外派遣期間　平成二十七年八月十七日から平成二十七年十二月二十八日まで

三　派遣人数（概数）　百人程度

四　派遣地域　アメリカ合衆国ニューメキシコ州

○総務省告示第二百八十五号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十七年八月十四日

総務大臣　山本　早苗

一　名称　平成二十七年度地対艦ミサイル実射訓練支援隊

二　国外派遣期間　平成二十七年九月十日から平成二十七年十一月十三日まで

三　派遣人数（概数）　八十人程度

四　派遣地域　アメリカ合衆国カリフォルニア州

○法務省告示第四百二十号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、連合王国において弁護士に相当する資格を取得している者として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十七年八月十四日

法務大臣　上川　陽子

氏名　シュエ・ワン

生年月日　千九百八十三年五月十五日